

介護給付適正化事業における確認票等の送付について

確認票等の送付方法の変更について

- ▶ これまで本会からお送りする「確認票」「審査結果」は紙媒体で送付していましたが、**令和7年10月送付分から、原則、インターネット請求を行っている介護事業所等へは、介護電子請求受付システム※へアップロードいたします。**
- ▶ なお、確認票の回答方法(FAX)については、変更はございません。
- ▶ 代理人請求の場合、代理人様におかれましては、該当事業所へ展開していただきますようお願いいたします。

※電子請求受付システムでは「お知らせ」に表示され、ログインすることで確認できます。また、国保中央会の伝送通信ソフトをご利用の事業所様におかれましては、伝送通信ソフトの「連絡文書」で受信（取得）が可能です。その他、市販の伝送ソフトをご利用の事業所様におかれましては、ソフトメーカーにご確認ください。

ファイルの取得について

- 伝送ソフトまたは電子請求受付システムから取得します。
- 国保中央会の伝送通信ソフトをご利用の場合「連絡文書」に届きます。
- 国保中央会の伝送通信ソフトで受信する前に、電子請求受付システムの「お知らせ」で既読にした場合、「連絡文書」には受信されません。電子請求受付システムの「お知らせ」で該当のお知らせを未読にすることで、「連絡文書」に受信されるようになります。
- 国保中央会の伝送通信ソフト以外の伝送ソフトをご利用の場合は、使用方法をご確認ください。(国保連合会へのお問合せはご遠慮ください。)
- 電子請求受付システムの操作方法等についてご不明な場合は、介護電子請求ヘルプデスクへお問合せください。

【介護電子請求ヘルプデスク】

TEL 0570-059-402

Fax 0570-059-422

E-Mail mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp

(参考) 介護給付適正化事業とは

- ▶ 介護給付適正化事業については、国、都及び区市町村の連携において、各区市町村が介護給付の適正化対策として、縦覧審査等を実施しています。
- ▶ 本会では保険者から事務を受託し、一部の適正化事業を行っております。

(参考)厚生労働省「介護給付の適正化について」より抜粋

- 介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

- ◆ 本会での適正化事業(確認票送付対象)はホームページの以下のメニューに記載しています。

https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/nursing_office/request_screening1.html

- ◆ 適正化事業含む、過誤申立についてはホームページの以下のメニューに記載しています。

https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/nursing_office/request_adjustment.html